

2023-9-21 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）

13時00分～15時00分

○司会 ただいまより、第1回「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、加藤大臣より御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○加藤大臣 皆さん、こんにちは。このたび、内閣府特命担当大臣を拝命いたしました加藤鮎子でございます。

私の担当は、こども政策、少子化対策、男女共同参画、女性活躍共生社会政策及び孤独・孤立対策等となっております。

こども家庭庁は、こども政策に関する司令塔として、省庁間の縦割りを打破するとともに、こども・若者や子育て当事者の声を聴き、こども・若者の視点に立った政策づくりを通じて、こどもまんなか社会の実現に取り組んでおります。

私も担当大臣として、その使命を果たすべく、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

その上で、今回この検討会の初開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

子ども・子育て政策の抜本的強化を検討する中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児の方々を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきました。

こうしたニーズに対応するため、6月に閣議決定をされました「こども未来戦略方針」において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設が打ち出され、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施をすることといたしております。

こども誰でも通園制度は保護者の方をはじめ、多くの方々に御期待の声をいただいております。

一方、こども誰でも通園制度をどのように実施していくのかについては、特に現場の皆様方の御意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要であると考えており、この検討会におきまして試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度の試行的事業の実施方針を取りまとめたいと考えております。

この検討会におきましては、3つございます。

本制度のこども・保護者それぞれにとっての意義。

2つ目が、利用方法や実施方法ごとの特徴を踏まえた対応等の事業実施上の留意点。

3つ目が、施設・事業類型ごとの事業実施のイメージといった論点について、御知見や御助言を賜りたく存じます。

最後になりますけれども、このような大事な検討会の構成員になってくださいました委員の皆様方に、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

私自身も、こども家庭庁の司令塔として、こどもまんなか社会を実現するための取組の一環として、皆様からの御助言、御提案もしっかり受け止めて参考にさせていただきながら、こども誰でも通園制度の創設に向けた取組を着実に前に進めてまいります。

本日をキックオフとして、自由闊達に御議論いただくことを最後をお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

誠に恐縮ではございますが、加藤大臣におかれましては公務のため、こちらで御退席をされます。

○加藤大臣 皆さん、よろしく願いいたします。

(加藤大臣退席)

○司会 プレスの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○司会 それでは、進めてまいります。

座長選出までの間、進行を務めさせていただきます、こども家庭庁成育局保育政策課の豊島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の資料でございますが、議事次第記載のとおり7点となっております。

また、本日はお手元のタブレットによりますペーパーレスとなっております。操作方法に御不明点がある場合は、事務局にお尋ねください。

本日御参集いただきました構成員の皆様の御紹介につきましては、誠に恐縮ですが、お配りしております構成員名簿をもって代えさせていただきます。

本日の構成員の御出欠について御報告をさせていただきます。

七尾市の原田構成員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、本検討会の議事に関連し、助言をいただけるよう、文部科学省初等中等教育局幼児教育課にオブザーバーとして御出席をいただいております。

続きまして、事務局側の出席者でございますが、こちらも時間の関係上、お配りしております座席表で御確認いただければと存じます。

それでは、議題1「本検討会の進め方について」に移ります。参考資料1の開催要綱を御覧ください。

「2.構成」の(2)において、「検討会に座長、副座長を置く」と規定をされております。本検討会の座長は秋田構成員に、副座長は倉石構成員をお願いしております。

なお、御欠席の原田構成員には事前に御承諾をいただいていることを申し添えます。

それでは、以後の進行について秋田座長をお願いいたします。

○秋田座長 ただいま御指名をいただきましたので、座長を務めさせていただきます。皆様、何とぞよろしくお願いをいたします。

こども誰でも通園制度は、2024年度から制度の本格実施を見据えた形で試行的な事業を実施することとされております。様々なお立場の構成員にお集まりいただいておりますので、議論を重ねながら2024年度の試行的事業の実施方針をまとめてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。先ほど大臣が言われたように、自由闊達にいろいろ御議論や御意見を頂戴できればと思います。

それでは、続きまして議題2「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方について」を議題としたいと思います。

事務局から、資料の御説明をお願いいたします。

○本後課長 保育政策課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1を御覧いただければと思います。

「検討会の今後の進め方」でございます。今ほど座長からも御説明いただきましたとおり、来年度、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討いただきます。今回を含めて数回議論をした後に、12月に中間方針の取りまとめを行いまして、自治体で実施する際の参考にしていただくということでございます。

資料の2をお願いいたします。

2ページ目は、「こども未来戦略方針」「こども誰でも通園制度」の創設、それから2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施ということが示されております。

資料の3ページ目でございます。これは、今年度モデル事業をやっていただいております自治体さんの状況をまとめたものでございます。本検討会の構成員になっていただいております栃木市さん、松戸市さん、5番目の七尾市さん、7番目の高槻市さん、それから9番目の福岡市さん、それぞれの状況を載せております。

4ページ目、この検討会の論点でございます。

まず、通園制度そのものについてということ、(2)と(3)が試行的事業を実施する上での留意点、あるいはイメージ、それから「その他」で様々な論点をまとめてございます。

5ページ目から内容に入ります。

まず、制度についてということでございます。制度については、子ども・子育て支援等分科会においても、審議会のほうでも議論をいただきますが、今回検討いただく前提といたしまして、現在検討している制度の概要をお示ししております。現行のこどものための教育給付、保育給付とは別に新たに給付をつくるということ、それから対象者については市町村による認定の仕組みを入れるということ。

ただ、未就園児であるかどうかを確認するというので、負担の少ない形にしたいと思っております。0歳6か月までは伴走型支援、産後ケア等で対応するというのを想定いたしまして、こども誰でも通園制度では0歳6か月から2歳児ということで対象にしたい

と思っております。

事業者についてですけれども、市町村が指定する仕組みということにしたいと思っております。

契約は、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者の直接契約ということを考えております。

公定価格は、教育・保育給付とは別に新たに設けるということ、利用者負担についても事業者において徴収することを想定しております。

一時預かり事業については、対象者の異なることもあります。引き続き事業を継続させる必要があると考えてございます。

6 ページ目は、この制度の意義というところでございます。今般、こども政策の抜本的強化を検討する過程の中で、全てのこどもの育ちを応援する、これを基本にしております。こうしたニーズに対応するという意味で、こども誰でも通園制度の創設を打ち出しております。

この制度の導入によりまして、こどもにとっては家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会を得ることができる。専門的な理解を持つ方がいる場で、同じ年頃のこどもたちが触れ合いながら成長していけるということ。それから、保護者自身、こどもへの温かい言葉、応援の声かけといったことによりまして、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりする。こどもの育ち、保護者とこどもの関係性にも大きく変わっていくのではないかということ。それから、もちろん育児の負担軽減ということにつながっていく。

次のページですけれども、今の各制度と比較をいたしましても、現行の教育・保育給付と比べまして就労要件を問わず誰もが利用できるという点。それから、現在の一時預かりは事業でありますけれども、この制度にいたしますと給付制度ということになりますので一定の権利性が生じるということ、全国どの自治体でも共通で実施するということになります。

一時預かり事業では、利用者が事業者に直接申し込むということが基本でありますけれども、こども誰でも通園制度では認定の申請をする人としらない人、あるいは認定を受けた上でどの程度利用しているか、自治体が把握することができますので、支援が必要な家庭の把握にもつながっていくのではないかと考えてございます。

職員の立場に立ってみますと、まず通常の保育と比べますと、少ない時間で理解しなければいけない、あるいはこどもの育ちを連続的に捉えることは難しいといったことがある一方で、これまで関わるのが少なかったこども、家庭と関わるができる。

その保護者に対して、家庭だけではできない気づきを伝えたり、育児負担、孤立感の解消につなげていく。そういった点で専門性を発揮できるのではないかと考えています。

ただ、現場の実情に応じたマネジメントリスク管理、従業員間での情報共有が必要ではないかといった論点が挙げられます。

続きまして論点の（２）、ここからは試行事業の実施上の留意点というところでございます。

令和５年度のモデル事業の中では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いておりました。２０２４年度の試行事業の中では、自治体数は拡充した上で人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設けるということで、その範囲で多くの事業者が実施するようにするということを検討しております。

この試行的事業の中では、補助基準上、１人当たり「月１０時間」を上限として行うことを検討しております。

この「月１０時間」ですけれども、補助基準上の上限ということではありますものの、令和５年度の試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するというようにしております。制度の制度化、全国的な実施を見据えながら設定する必要があると思っております、都市部も含めて全国の自治体において提供体制を確保するということを考え、この利用可能枠「月１０時間」の上限ということにいたしましたものでございます。

続きまして９ページ目、事業実施上の留意点ということですが、共通の論点です。

まず、事業実施に当たってはこどもの安全が確保されることが第一ということでございます。アレルギーといった情報、０から２歳児を受け入れたことがない事業所で受け入れるに当たっての留意点、それから食事についてどうか、あるいは慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどうフォローしていくか、こどもだけではなく保護者も一緒に制度の利用場所で過ごすことを認めていくべきではないかということ。

それから、０歳児、１歳児、２歳児、それぞれの留意点があるかと思えます。

１０ページ目でございます。

利用方法につきましては大きく定期利用、自由利用と２つあるかと思っております。

定期利用という場合につきましては、事業者にとっては利用の見通しが立てやすい。あるいは保護者、こどもの関係性がつくりやすいということがある一方で、利用できるこどもは固定化されますので途中利用がしづらいといったことがあるかと思えます。

自由利用ということに関しましては、こどもの状況、保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能、多くの事業所を利用することで多くの保育士、こどもと触れ合うことができるということがある一方で、施設にとっては利用の見通しが立たない、慣れるのに時間がかかるこどもさんがいるといったことがあるかと思えます。

これは地域によっても様々な状況、あるいは利用者の様々なニーズがあると思えますので、いずれかが原則ということではなく、自治体、事業所においていずれかの方法を取るか、組み合わせて実施するかなど、選択できることとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、実施方法です。これは一般型という定員を自由に設定する形、それから余裕活用型という定員の範囲内で行う形とあるかと思えます。

一般型の在園児と合同ということになりますと、こどもが在園児と関わる機会が多いという一方で、在園児との間での配慮ということが必要になってまいります。これは、余裕

活用型でも同じ形です。

一般型、専用独立型ということでいきますと、専用のこどもに合わせた環境を確保することができる一方で、こども誰でも通園制度の職員と保育所の職員の相互交流といったことも課題になってまいります。

余裕活用型ですと、時期によって受入れ枠が減っていくということが想定されますので、同じこどもが継続して利用することが難しいということも想定されます。この利用の仕方についても、実施する事業所によって創意工夫、多様な形があることが望ましいのではないかと考えてございます。

この実施の方法、利用の方法は2掛ける3で6種類あると思っております。保育所、それから小規模、家庭的保育事業、保育所認定こども園、幼稚園、それから拠点、様々なベースをお持ちの事業者がやられるに当たっては、それぞれこういった形の実施の仕方があるのではないかと考えております。

最後に、その他の論点ということでございます。

1つ目は、要支援家庭への対応上の留意点ということになります。

まず、制度を積極的に利用していただけないような家庭・保護者に対してどのように周知していくかということとは大きな課題になると思っております。この事業は多くの方が通って来られますので、虐待の未然防止、要支援児の早期発見に結びつけていくきっかけとなるとも考えられます。

事業所において、そういった気になる方を見つけた場合の関わり方をどうしていくか。それから、必要な支援につながるように、様々な関係機関との連携をどうしていくかということが論点になると思います。

2つ目が、市町村での対応ということになります。給付化を見据えながら、必要な提供量を把握した上で計画的な提供体制の整備を行っていただく必要があると考えてございます。

具体的には、各市町村において受入れに必要な定員数を算出した上で、どの事業者にもどの場所でどのようにやっていただくかということ準備していただく必要があるのではないかと。その上で、市町村内の様々な事業との関係をどう考えていくかということを考えていただきたいということでございます。

最後でございます。こども誰でも通園制度は新しい仕組みであります。制度の円滑な利用、それからコスト運用の効率化を図るという意味では、全国全ての自治体で実施するということが、国が基盤を整備した上で各自治体、施設、利用者がそれぞれ利用するという形が基本であると考えております。

利用者が簡単に予約できること、それから事業者がこどもの情報を把握したり利用状況を確認できるデータの管理ということ、それから事業者から市町村への請求の事務、こういったことを実現できるシステムをこの制度に合わせてつくっていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○秋田座長 本後課長、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、自由討論にまいります。皆様、とても御関心のある事業であると思っておりますので、自己紹介などは名簿で省略いたしまして、時間の許す限り自由にこの制度について御発言をいただきたいと思っております。

なお、事前に皆様から資料を御提出いただいたものについては参考資料2にまとめておりますので、ぜひ御発言の中で御紹介をいただければと思っております。

発言のルールとして、挙手をする代わりに名札を立てていただきたいと思っております。順番に指名をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日もオンラインで御参加いただいておりますので、オンラインの参加の方はチャット機能の挙手でお願いをいたしたいと思っております。私のほうではちょっと遠くて見えないので、メモを入れていただいて順に指名をさせていただきますと思っております。

では、お願いをいたしたいと思っております。どなたからでも結構でございますけれども、いかがでございますでしょうか。

オンラインのほうでお手を挙げてくださっている駒崎構成員、お願いいたします。

○駒崎構成員 こんにちは、認定NPO法人フローレンスの駒崎です。

今日は、本来であればそちらにお伺いしたかったですけれども、インフルエンザになってしましましてオンラインで大変失礼いたします。

私の方からは、資料に基づいてお話しさせていただけたらと思っております。画面共有をさせていただきますし、皆様、お手持ちの資料を御覧になっていただけたらと思っております。御覧になられていますでしょうか。

○秋田座長 参考資料2の8ページ目になります。お願いします。

○駒崎構成員 「「こども誰で通園制度」の今後について」と題しまして、お話しさせていただきますと思っております。

こども誰でも通園制度という本当にすばらしい制度をおつくりいただいたことに心から感謝しております。私どもはモデル事業と、勝手に野良モデルと呼んで自分たちの園でやっておるのですけれども、本当にこどもも親も助かるすばらしい制度だと思って今から本格実施が楽しみです。

それで、今回は素案に対して幾つか我々の方から提案、要望させていただきたいと思っております。

まず理念です。理念に関して事務局さんのほうから資料を出していただきましたけれども、この理念はきちんとこども基本法とのつながりを描いていただけたらと思っております。こども基本法においては、「すべてのこどもの権利」を守るというふうに定めています。まさにこのこども誰でも通園制度はこれまで限られていた、働いている御家庭のこどもたちの権利を守るというところから、全てのこどもの育ちを保障し、権利を守るというところにつながっている、まさにこども基本法の理念とつながっている制度だということがある

りますので、そこを描いていただき、さらにはこども大綱の中間整理案にも出ている虐待予防の取組を強化するということにもつながっていると思うんです。

このこども誰でも通園制度によって、未就園児家庭の虐待予防の役割を果たすんだということもしっかりと記述いただけたらと思います。長らく共働き家庭のための保育園という存在でありましたけれども、このこども誰でも通園制度によって全ての親子のための場所になるんだというある種の保育園のパラダイムの転換、これを記述いただけたらと思っています。

すなわち、親だけが子育てをするのではなく、みんなで子育てしていく。地域社会全体で子育てしていくんだということが、このこども誰でも通園制度で具現化された。そういったことをぜひ描いていただけたらと思います。

そして、具体的に7つ御提案があります。すばらしい制度なんですけれども、このままだとちょっと足りないところがある。そこを微修正できたらと思います。

1つ目です。6類型を今回提唱していただきました。のっぺりと、定期利用と自由利用というものを並列、併置してくださっているのですが、しかし、このこども誰でも通園制度はやはり定期的にこどもが通うということが重要です。こどもの育ちに伴走していく、こどもの育ちをしっかり見ていく、こども中心、こどもを真ん中で考えるならば、親のレスパイトという部分もちろん大事ですけれども、こどもの育ち、こどもの成長に伴走できるという定期利用を推奨型としていただきたいと思います。そうでなければ、自治体が①から⑥まで提示されたけれども、いいや、やらなくてというふうにしてしまう可能性もあります。きちんと定期利用というものを前面に押し出していきたいと思っています。

そして、2つ目です。月10時間とおっしゃっていただきましたけれども、大変申し訳ございません。少な過ぎます。月20時間以上の利用を可能にしていきたいと思っています。我々がモデル事業でお預かりしているお子さんの平均利用時間は月78時間です。そのぐらいあって、初めてこどもや親に伴走していける、親との信頼関係もつくっていけるということがあります。ですので、虐待をしっかりと考える、親への伴走をしっかりと考えるのであれば、月20時間以上いうところまで引き上げていただきたいと思っています。せっかくの制度なので、そこは一時預かりに毛が生えたというふうな制度にはしていただきたくないと思います。

さらに、3つ目です。0歳6か月からという年齢制限、これはやめていただきたい。なぜならば、こどもの虐待死を防ぐということを考えるのであれば、こどもの虐待死はいつが一番多いか。約半数は0歳児なんです。ですから、0歳のときからしっかりと預かってあげられる場所が必要であり、生後半年で亡くなってしまっているこどもたちを助けるには0歳半年からでは遅いんです。あまり意味のないルールだから、そこはやめていただきたい。こどもたちの命を守るために、ぜひこの0歳6か月からというのは取っ払っていただきたいと思っています。

そして、4つ目です。これは、高リスク家庭を助けられる制度です。だからこそ、高リスク家庭を預かるほどインセンティブがつく仕組みにしていきたいと思うのです。今、基本的に全ての家庭に直接契約でお金を払ってもらおうとなっていますけれども、高リスク家庭の御家庭は利用料の支払い能力が低い場合があります。非課税世帯とか、要支援家庭とか、お金は払えない家庭が多いですね。そういった家庭には無償で預かってあげられるような仕組みにしましょう。

そして、むしろそういった家庭をたくさん預かれば預かるほど、事業者は補助が多くなるというぐらいインセンティブをつけてあげましょう。そうすることによって、保育園はちょっと手のかかる、時にはちょっと重い、こういった家庭もどんどん預かりたいと思う。そうすることによって虐待を防いだり、あるいはかなりしんどい家庭に対してアウトリーチできるようになるということがあります。ですから、高リスク家庭を預かるほど補助は大きくなるという仕組みにしていきたいと思います。

さらに、そうだとするならば要支援とか高リスク家庭を預かれるような園になっていくためには、やはり研修や支援が必要です。ちょっとノウハウがないな、不安だなという園があります。そうした園が、研修を受けられる、サポートを受けられる、こうした体制をつくっていただけたらと思います。

我々もモデル事業をやっているので自治体から、フローレンスさん、ちょっと教えてもらえませんか、どうやったら要支援家庭をうまく預かれるか、コミュニケーションできるか教えてくださいというような問合せがあります。喜んでお伝えしたいと思います。ですから、そうしたノウハウを日本全国で共有できるようにしていきましょう。そういうことをやっていけたらと思います。

さらには、このこども誰でも通園制度がやれる事業者の中に、児童発達支援事業所は入っていませんでした。障害児の短期入所は入っていませんでした。障害児の施設でもちゃんとできるようにしましょう。そこを分断しては駄目だと思います。こども家庭庁がせっかくできたんだから、健常児と障害児をばしっと分けなくて、障害児の通所施設でもこども誰でも通園制度ができるようにしていきましょう。そうすれば、インクルーシブな預かりというのはできるはずで、障害児にも手を差し伸べられるはずで。

最後に居宅訪問型保育、これも障害者のための制度なのですが、対象外になってしまっているんです。重い障害を預かれる居宅訪問型保育も、類型⑤に限って実施対象に入れてください。これは、居宅訪問型保育と居宅介護のデマケができないみたいなことをおっしゃられるかもしれないですが、大丈夫です。居宅訪問型保育というのは定期的に預かれる仕組みで、居宅介護というのは親のレスパイト主体ですので意味が違います。だから、そこでデマケできる。

そういう意味で、重い障害を持った子ども、こども誰でも通園制度から排除しないでいただきたい。類型を限定してもいいから、ちゃんと入れていただきたいと思います。こども基本法で全てのこどもたちを助けようと言っているわけですから、重い障害の子たちもの

け者にしないでいただけたらと思うんです。

ちょっと細かいかもしれませんが、こうしたバグを、穴を潰していくことによって本当にすばらしい制度にしていけると思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして王寺構成員、続いて尾木構成員、お願いします。

○王寺構成員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

意見書を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず駒崎構成員もおっしゃったように、この制度は私も大変うれしく思っております。

というのは、認定こども園は全てのこどもの、そして最初にできたときには就労の垣根を取るというのが私どもの希望でございました。

ところが、0、1、2歳についてはやはり保育所と同じような形だったもので、いよいよここへ来たのかなと思っております。そういう意味でも今、行っている一時預かり事業とは全く異なる形であるということを示していただきたい。また、それをなさる園も、そこをきちんと腹に据えて行わなければならないのではないかと思っております。

それで、先ほど何度もおっしゃっているように、親の都合により、親のレスパイトによる預かりというような観点ではなく、こどもの成長のため、こどもの豊かな育ちのために私ども保育関係者がみんなで力を合わせてそういうお子さんたちを社会全体で育てていくんだというようなこと、しっかりとこどもを真ん中に据えるということをぜひ念頭に置いた制度にしてほしいということをまず第一にお願いしたいと思います。

そういう上で、これを事業者が受託するときにはやはりそれなりの専門性が必要だと考えております。私たち保育をやっている者だけではなく、様々な形の専門的な分野の方たちがそこで活用されていくことを望みますが、いかんせんの地域でも保育者不足でございます。それで、保育者でなければならないと決められてしまうと、給付の中の対象が保育の免許を持っている者だけとなりますと、これは大変難しい制度になります。いろいろな専門的な人材がそういう形で関与できること、例えば小学校の先生をしていた人とか、いろいろな形の登用が重要ではないかと思っております。

ただ、先ほどもおっしゃっているように、やはり0、1に特化した専門的な研修など、そういうものをきちんとしていけば、そこは投入できるのではないかと考えております。

最後に、私もモデル事業をしておりますあかさかルンビニー園でございますが、この7月から取り組んでまいりました。もちろん1時間ずつ、慣れるのに通常のこどもよりもやはり時間がかかりました。やっと今3か月目で、みんな元気に来てくれるようになりました。

ですが、1時間だけではとても慣れないんです。それに、最初に申し上げたように、こどもの遊び、こども同士の関わり方、また保育者との信頼性などを保つためには週1時間ではとても把握できません。今、いろいろな形で私どもに登録された保護者の中に、例え

ばもう2歳になっているのに断乳ができない人がやって来ました。全然食事をとりません。それが当たり前と思っていらっしゃったようで、おっぱいさえ飲んでいればこどもは十分であるというような孤立した育児をなさっていた人が飛び込んできました。

また、2歳児の女の子は、なかなかトイレトレーニングが家庭ではできなかったのに、お友達と一緒にやっているのを見て、自分から率先してこの9月になったらパンツを履くようになりましたというような事例もありました。

これこそが私たちが求めている、こどもがこどもによる学び、それにもう一つは育児の専門的なことに対して相談の窓口が広く設けられるということです。それには週1時間、月10時間ではとても足りません。

ですから、先ほどもおっしゃっていたように10時間、今、私どもは1回1時間ずつ増やして行って、今は5時間から6時間こどもが過ごしているようになりました。そして、もう2歳児は帰りたくないと言うようになって、大変よかったなと思っております。このように、こども同士がやはり伸びていくという環境を整えてやるのがとても大事だと思っております。

さらには、最後のところで本後課長が説明されたシステムのデジタル化をやはり検討すべきではないかと思えます。

というのは、保育所並びに認定こども園では事務が大変煩雑でございます。また、町との連携がこれには大切だと思えます。そういう意味でも、やはりデジタル化が必要ではないか。

また、定員の空きのところだけがやれるというのでは、最初の目的とはちょっと違っていると思うんです。そういうお困り感のある方、また孤立感のある方はどの地域にもいらっしゃるわけです。そういう意味で、どこでもこの制度が受けられるようお願いしたいということ、また空き教室がないところにちょっとした建て増しなどができるとき、そういう施設整備などにも手が入られるような補助をしていただければ大変助かると思えます。

以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして尾木構成員、その後、志賀口構成員、菊地構成員と御発言をお願いしたいと思います。

尾木構成員、お願いします。

○尾木構成員 尾木でございます。

資料をつけておりますので、そちらを御覧ください。

私の関わりました調査研究で、2003年から2005年度に行ったものの中で基本保育制度ということを導入すべきだというようなことを提示しております。この四角い枠の下のところなのですが、基本保育制度というのは「こどもは、人と人との関わりの中でこそ健全な成長が図られる」という基本的視点に立ち、どのこどもも親など家庭内の関わりの中だ

けで成長するのではなく、様々な大人や異年齢・異世代の人たちとの関わりを持ちながら成長できる環境を公的責任として保障していく。そして、地域社会や地域住民が社会的責任の下にそれを実践することが必要だというようなことを研究の中で打ち出しておりました。

それで、子ども・子育て新システムの基本制度案の最初の検討では、基礎給付として全ての子育て家庭に子ども手当と、それから一時預かりを一定程度個人給付するという案があってすばらしいなと思っていたのですが、結果的には実現しませんでした。そして、その案は石川県のほうで導入されていると思います。

それから、2007年から2008年にかけて一時預かり事業の研究に携わりました。この時期は保育所で一時保育というものが行われていたところから、より地域の身近な場所を活用して一時預かりをするという一時預かり事業に変わっているわけですが、やはりモデル事業が実施されまして、それに対する調査を行いました。

その調査を経て、何らかの理由で保護者がこどもの世話をすることができないときの保護者ニーズに対応するだけでなく、こどもの育ちや、あるいは保護者の「親育ち」という観点から効果が見られるということが分かりました。

次のページになりまして、「一時預かりによる効果のプロセス」というものを表1に示していますが、まずこどものほうを見ていただきますと、両親以外の他者との関わり、あるいは子ども同士の関係というところで、家庭内ではなかなか経験できないこと、人との関わりを経験できるという点が挙げられます。

それから、保護者支援の視点で、①、②、③辺りは一時預かり事業に元々期待されている効果かと思いますが、親子関係の変化であるとかこどもの育ちの発見、これは保育者が一時預かり中のこどもの様子を報告するわけですが、その中でこどもができていますね。保護者はどうしてもこどもができていないところにばかり目が行きがちですが、こういうことができて、あるいはその活動の中でこういう場面が見られたというような報告をするわけです。そのことで保護者がこどもの育ちを認識するとか、心配していたけれどもそうでもなかったとかです。

あるいは、⑥番目のところでは保護者と保育者の関係ということを書いてありますが、こどもを知っている保育者に相談できるということですね。こどもの姿を知らない人に相談するよりも、こどもを数時間預かってくれた人に相談することの効果であるとか、安心感であるとか、それから⑦保護者自身が自分のこども以外のこどもを知ることにつながる。今のこどもの発達段階より少し先のこどもの様子を見ることによって安心するとか、あるいは⑧番目に保護者自身の仲間の広がりというような効果が見られました。

表2のほうにそれをまとめておりますが、まずはこどもの健やかな成長・発達への効果、様々な大人やこどもとの関わりの中で、こどもが育つ機会を提供するという、それから保護者支援の効果として、一時預かりを利用しながら保護者が「親」として育つんだというところ。それから、親子関係調整の効果としては、客観的な第三者が子育てに関

わることが親子関係を調整するという点や、4点目には地域の子育て支援ネットワークのつながりの効果、「一時預かり」という入り口から地域の子育て支援ネットワークにつながっていく。

こういう効果があることが認められ、また、一時預かり事業の実施に際してこういう効果が生み出せるようなやり方、方法をすべきだということが明らかになっています。特に保育者から保護者に対する報告のところでは、そこで保育士の専門性、こういうことを伝えた方が保護者にとって今後の子育てに役立つだろうとか、そういう専門性や力量が発揮されるというふうに考えております。

2点目ですけれども、「実施上必要となる「意識改革」ということで、やはり我が国では仕事等の何らかの理由がない場合は、「こどもは本来家庭内で、家族が育てるべき」という考え方が物すごく根深くて、この制度の利用をどのように広げていくことができるか。やはりこういった考え方を大きく変えていくことが必要だと思っています。

それで、先ほど述べました調査でも、一時預かり事業の利用に抵抗感のある保護者は、自分は親なのにこどもを預けていいのか、あるいはこどもを預けるほどの理由があるのかということ自分を問いながら利用するかどうかを判断しているところがあります。誰かに非難されたとか、指摘されたとかではなくて、ずっと自分でやらなければいけないと思い込んで「私は人に頼らずに、自分の手でこどもを育てたい」と、すごく若い保護者がこういう発言をしたことがありましたが、これをやはり変えていく必要があるだろうと思います。

その際に、孤立を防ぐであるとか、あるいはこども虐待が起こらないようにするということはもちろん大事なことなのですが、そのネガティブな事態を予防するという目的は、制度をつくるに当たっては説得力があると思うのですが、それを前面に出し過ぎると利用者は利用しにくくなってしまう面もあるのではないかと思います。孤立していない家庭であるとか、育児ストレスを感じていないとか、あるいは子育て支援の必要性を感じていない、そういった方にも利用につながるような制度展開をしていくとしたら、やはりこどもにとってどういう意義があるかということ強く伝えていく。ポジティブな側面を伝えていくということが非常に大事なことだと思っています。

「こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり、社会全体で子育てを支える」、こういったことを子育て家庭だけではなくて広く社会全体に伝えていくことが必要だと思っています。

3点目ですが、「多様な選択肢が用意されることの必要性」ということで、やはり全国の地方自治体の実情も様々ですし、子育て家庭のニーズも様々だと思います。ですので、この選択肢というのは多様に用意されることが必要で、こどもの年齢や月齢による選択の仕方もあると思いますし、すぐに決まったところに通いたい家庭もあれば、幾つか転々と利用しながらこどもに合ったところを見つけていきたいという方もいるかもしれないと思います。

ですから、やはり利用者の利用しやすさ、選択のしやすさにつながるような配慮も必要だと思えますし、分離不安は子どもだけではなく保護者にすごく強く見られる場合もありますので、子ども単独利用というのが先々というか、こどもの年齢が上がればそれが基本になると思えますが、年齢によっては親子通園であるとか、あるいは慣らし保育期間みたいなものを割と長く取れるとか、そういうような選択肢もあつたらいいかと思えます。

最後に「事業運営について」なのですが、一つ懸念されることとして、地域によって違うと思えますが、首都圏とかはまだまだそういった場が確保できないところがたくさんあると思えます。その際に、事業内容に関しては一定のルールを定めることが必要ではないかと思っています。3歳未満児の保育内容や環境整備について、保育者の研修ももちろん必要だと思っていますが、運営者に対して実施モデルを示すこととか、こういう内容は期待されませんよと、例えば低年齢児を一斉に保育するとか、何か習い事のような付加価値をつけて利用を促進させようとするとか、そういったことはこの事業には望ましくないのではないかと思っています。

また、運営基準に関してなのですが、一時預かり事業に準ずるとするのはいいと思うのですが、配置基準や面積基準に加えて定員規模であるとかグループサイズですね。広い場所があるから何人でもオーケーではなくて、それぞれのグループサイズは上限を決めるというようなことも必要ではないかと思っています。

以上になります。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして志賀口構成員お願いいたします。

○志賀口構成員 日本保育協会の志賀口でございます。よろしくをお願いいたします。

私は資料がございませんので、口頭でお伝えをさせていただきます。

私のほうからは確認事項を2点、要望事項を1点、合計3点発言させていただきたいと思えます。

先ほど、事務局のほうから大変丁寧な説明をいただいたところではございますけれども、一方、保育現場では、この子ども誰でも通園制度の創設で、現行の教育保育制度が大きく変わってしまうのではないかというような誤解を生じているところもございます。

ですから、改めての確認になってしまうのですが、子ども誰でも通園制度は0歳から2歳児の6割が未就園であり、その支援が不足していることからそれらを充実させていくための制度であって、つまり未就園児家庭への支援を制度化することであって、保育園や認定子ども園等につきましては、その事業者として必要な法的予算的手当を行って、現行の教育保育制度の基本的な枠組みの下で行うものというふうな理解でよろしいかということがまず第1点目でございます。

第2点目は、本格実施を見据えた試行的事業の実施ということで今後進めてまいるわけですが、このプロセスなのですが、試行的事業を実施していくといった後に大きな不具合がなければ、これがそのまま制度設計になるというふうな理解でよろしい

のかという点でございます。

3点目は要望事項になるのですけれども、育児に悩みや不安がある家庭と関わるケースについてでございます。これは保育現場の経験則からでございますけれども、こういったケースに関しては特定の家庭や子どもに対して特定の保育者が連続して関わっていくことで効果が高まる傾向がございます。

高い効果、効果的な支援を実現していくためにも専任者を安定して雇用、配置できるような仕組みを検討いただけると大変ありがたいと思っております。

また、専任者が窓口となると、例えば要支援家庭等に対して市町村や関係機関と積極的な連携が可能になりますし、そうしないと解決できない問題もあろうかと考えてございます。

いずれにいたしましても、子育て家庭がこの制度を安心して利用できますように、また、事業者が安定して事業運営できますような財源の手当も併せてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

2点の事務局への確認事項と、1点御要望をいただきました。確認事項につきましては、まとめて幾つか皆様から出たことについて後ほど事務局から御説明いただければと思います。

それでは、続きまして菊地構成員、お願いいたします。

○菊地構成員 よろしくお願ひいたします。社会保険労務士の菊地加奈子と申します。

私、ここに社会保険労務士の名称で名前を入れておりますけれども、3つの立場としてお話をさせていただければと思います。

まず1つ目は社会保険労務士の立場としてなのですけれども、子ども未来戦略の中の加速化プランで親の就労、育児休業等の制度の拡充というものがうたわれております。今回、子ども誰でも通園制度に関しては、働いていない親のためのものというような認識がされておりますけれども、一方で今度は男性も育休を取っていきましょと、2030年までに8割取得目標がされている。

今でも、男性も女性も育児休業を取っていく、時短勤務を取っていきましょとになっていく中で、すごく夫婦で子育てができるすばらしい環境が整っているように見えるのですけれども、男性の産後鬱とか、すごく抱え込み過ぎて疲れてしまっているという理由で、0歳児の子育てに育休中に非常に疲労を感じている親が多いなというふうに思っております。

給付も育児休業給付金だったり、時短勤務の補助だったり、様々な所得保障というものがされているのですけれども、その中ですごく夫婦が子どもを育てていかなければいけないという風潮を感じているのではないかなというところも感じておりますので、社会全体で子どもを育てるんだよ、育休中であってもこの誰でも通園制度が使えるんだよというようなニュアンスが伝わっていくと、育休復帰の方もスムーズにこれから仕事ができますし、

こどもにとってもいいスタートが切れるのではないかと考えております。

もう一つ、社労士として私はたくさん全国の保育園の労務管理というものも行ってありますが、この誰でも通園制度の話をする、皆さんも御存じかと思えますけれども、保育士さんたちは非常にネガティブな印象を持っている。もうこれ以上、私たちに負担をかけるのはやめてほしいという声があります。

では、どうすればいいのかというと、いろいろな給付、処遇改善だったりとか、いろいろあると思うのですが、私も一時預かりと誰でも通園制度の意義であったりとか、すばらしい保育士としての専門性、プロフェッショナルというものが求められているという誇りを感じてもらえるような保育士向けのメッセージというものを広く打ち立てていきたいなと考えております。

2つ目になりますけれども、もう一つの私の立場としては、私も認定こども園、それから横浜型の乳幼児一時預かり事業というものを7年間実施してまいりました。その中で、今いろいろ課題感を皆さんに出していただいておりますけれども、私たちも一時預かりを定員18名で、1日と16日に預かり申込みが始まるのですが、3分で埋まるんですね。それくらいニーズが高いんです。

その中で利用者を見ていると、多胎児がすごく多いんですね。それで、今回障害を持ったお子さんとか書かれておりますけれども、多胎児に関する記述がないので、もしよかったら多胎児に向けての何か保障であったり、優先というものをに入れていただけるとよいかと考えております。

一方で、多胎児の子たちというのは、どちらか一方が熱を出したら2人ともキャンセルということがあります。それから、雨が降ったらやはりお母さん、お父さん、お一人で連れて来ることができなくてやはりキャンセルとなってしまうんですね。

2人予約を受けている、4組受けているんだけれども、4組キャンセルになってしまうということがあると、今も横浜型の一時預かり事業はキャンセルに関しては一切給付が入ってこないんですね。キャンセル料をいただくことはできるんですけれども、給付がもらえません。

そうすると、一時預かりは本当に人数も年齢も毎日変わってくるので、細かいシフトを組んでいるんですけれども、ごそつといなくなってしまうと、職員さんたちを確保しているのに、今日は来なくていいよと言うわけにはいかない、お給料も支払わなければいけない、給付がもらえない、シフトを組むのがすごく大変ということにもなってしまいますので、安定的な運営ができるように何か配慮していただけるとよいかと考えております。

3つ目は、私はなぜ一時預かり事業をやってきたかということ、私自身も専業主婦の期間が6年あって、今こどもを6人育てているんですけれども、1番目と2番目の子のときはずっと一人で育てておりました。

そのときに、やはり自分が育てなければいけないとか、公園に連れて行って、私はけんかをしている姿を見たらやるところまでやらせてあげたいと思うんですけれども、親の手

前、謝らなければいけないとか、止めなければいけないというような本当に子どもにとって不公平だなと思うところがたくさんありました。そういった意味でも、子どもにとって親が働いている、働いていないにかかわらず預けられる制度というものは非常によいと思っております。

一方で、働いていないのは働きたくないわけではなくて、そのときも私は働きたくて仕方ありませんでした。でも、働けなかった。そういう方たちを今、私も支援をしておりますけれども、本当にたくさんいて、働きたくないわけではない、いつかは働きたいと思っている。でも、そのときの子どもの関わりであったりとか、保育の在り方というものに対して何らかの疑問を感じているから踏み出せないということがあると思います。

そういった意味で、子ども真ん中、子ども中心の制度であるとは思いますが、子ども真ん中の働き方というものが今後保障されていく。多様な働き方であったりとか、保育参加とか、今まで保育園は親が忙しいから全部保育士さんがやらなければというような風潮もありましたけれども、もっともっと親が協力したり、参加する。私も自分が実施している認定子ども園ではどんどん親に参加してもらっていますけれども、そういう働き方というものが広がっていくといいよねということもうたっていけばよいなと思っています。

働いていない親のためではなく、多様なライフスタイルがあって、そこに子どもが真ん中で、様々な親たちがライフスタイル、キャリアプランというものをデザインしていけるように広く訴えていければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きましてオンラインでお手を挙げてくださっています北川構成員、続いて大川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 ありがとうございます。私は、社会福祉法人で児童発達支援センターと障害のある子どもや社会的養護の必要な子どもの支援、また企業主導型の保育園も行っています。

事務局からの丁寧な説明、どうもありがとうございました。

この子ども誰でも通園制度は本来、子育ては母親だけで育てるものではないし、昔はいろいろな形で地域の中に子どもを見てくれる人がいましたけれども、今は核家族化が進んで、子育てで頼る人がいない、頼れる場がない親子にとって本当に大切な役割を果たすというふうに思います。知り合いの方に、育休を1年間取る予定でしたが、孤独過ぎて育児が本当につらくなって、育休をやめて保育園とともに子育てするという選択をした方もいました。

このように、要支援家庭だけでなく、0歳から2歳までの子育ては一番大変なときだと思いますので、この制度によって子どもにとっても親にとっても救われるよい制度になるのではないかと思います。

そして、私は全てのこどもということで今、説明がありましたけれども、里親をしています。乳児を委託されている里親さんや、緊急一時保護で病院から赤ちゃんが来るといふ里親さんがいます。その里親さんも24時間、時には2か月と言われているんですけども、もっと長期にお預かりする場合もあります。

里親同士でのレスパイトの制度はあるのですが、すぐに使うことはできません。週に何時間かこの制度を使うことができたなら、里子ちゃんの実親との分離体験などもあって愛着形成がとても大切なので、安定した親子関係形成を応援する場になると思います。

今日の午前中、札幌市の里親会でこの話が話題になったときに、里親さんたちからとてもこの制度へ期待する意見がありました。

もう一点です。私は、また発達に心配のあるこどもや障害のあるこどもと家族への支援をしている児童発達支援センターで働いています。障害のあるこどもにとってはもちろんですが、本当に不安の多い子育てをしているお母さんにとっても、地域に親子ともども受け止めてくれる場があることは安心して子育てしていくことにつながっていくと思います。

最後になりますが、児童発達支援センター等はふだんからこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っています。また、家族支援も非常に大切に昔からやっております。このことを地域に還元できるのではないかと思いますので、ぜひこの制度の担い手として地域のこどもや親御さんを支える場になればと思います。

その場合、障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけではなく、障害のないこどもも含めて受け入れて、インクルーシブな場になれるのではないかと思います。

皆さんとともに、この制度の地域の担い手として一緒にやっていけたらと思っております。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きましてオンラインの大川構成員、お願いいたします。

○大川構成員 こんにちは、栃木市長の大川と申します。

昨日ですけれども、午後9時からのNHKの『ニュースウオッチ9』でしたか、モデル事業を実施している2つの自治体の事例が紹介をされておまして、その一つが栃木市であったわけでありまして。

このモデル事業を実施するに当たりまして、市内の各園に募集をいたしましたら1か所だけ手を挙げてくださいますので、6月から8月まで既に実施をしております。これまでの間の登録人数でありますけれども、74名、そして利用の延べ人数でありますけれども、124名ということでありまして、その中には要支援家庭の児童が24名、そして要保護児童の家庭が3名ということで、市役所のほうと連携しながらそういった要支援、要保護の児童の利用を進めているところであります。

この事業が現在おかげさまでスムーズに実施されておりますのは、子育て支援センター、ここに書かれております地域子育て支援拠点事業というのがありますけれども、その拠点

事業を実施していた園が実施をするということで、まずは親子で参加をする。そして、短時間、親から離れられるようになったら短時間の利用ができる。そして、それから集団に入っていけると、スムーズに利用ができる状況になっておりまして大変よかったと思っております。

昨日の実例を見ましても、やはりいきなり集団生活に入っていくということになりますと、こどもへの負担も多い。そして、保育園の保育士さんの負担も非常に多いということでありまして、我々としたら子育て支援センターから入っていったというのが今回のモデル事業のよかった点ではないかなと思っております。

そして、様々な制度の説明をいただきましたけれども、その中で幾つか課題はあるというふうに思っております。

その一つは説明の5ページにありましたけれども、利用対象者の認定ということでありまして、それらは自治体で認定をするということではありますが、未就園児であるかどうか確認をするのが自治体にとっては非常に難しいという点がございまして。それをどのように今後進めていくのかということ。

それから、公定価格の仕組みということでありまして、当初は10分の10という説明も我々は聞いていましたけれども、10分の1の自治体の負担ということになっておりまして、今後、自治体の負担、または保護者の負担をどう軽減していくのかというのが一つの課題であると思っております。

そして、月10時間という説明が先ほどございました。こどもが集団生活に慣れていくという点では、果たしてこの10時間というのがいいのかどうかということがありまして、目的の解決にはこれではつながらないのではないかと考えております。

そして、利用方法、実施方法でありますけれども、いろいろなパターンがあるわけでありまして、なかなかどういう方法が一番いいのかというのは非常に難しい問題であると思っておりますので、柔軟性を持ちながらその施設にとってどういうやり方がいいのか、また地域によっても違うと思っておりますので、柔軟に対応していただければと思っております。

私からは以上でございまして。ありがとうございました。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして水嶋構成員、続いて堀構成員、お願いします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育の水嶋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

この制度は、本当にこどもの豊かな育ちのために全てのこどもを対象にしているということで、とてもすばらしい制度でうまく機能できたらなと思っております。

それで、今のお話の中では、保育所とか、幼稚園とか、大きな施設を対象にした発言が多かったと思いますが、家庭的保育は0歳から2歳までの定員が5名までの本当に小さな施設です。利用の対象が0歳から2歳であり、毎年0から2歳なんです。ですから0歳か

ら2歳の専門家だと思っています。なので、家庭的保育がこれで社会に役立てるいい機会になったと私は喜んでます。

私たちは地域の中に溶け込んでしまっているということがあるので、保育中でも地域の方に声をかけられることが多いです。子育て中の方から話しかけられることがありますが、そんなに大変なことはあまり相談されていないんです。こどもが夜遅くまで寝ないとか、昼夜逆転になってしまったとか、もう私は母として失格だとか、子育てを始めたらみんなが一旦ぶつかるんじゃないかなという壁で、それをぽんと投げかけられて、そんなことは大丈夫だよ、こうこうだからねと言ってあげたり、また目の前で私たちが赤ちゃんを連れ回り、こどもが走り回っているところを見せてあげることでお母さんは、何だ、そんなことは大したことないんだという、本当にちょっとした安心なんです。そのちょっとした安心を与えてあげられる、そういう場が今まではなかったのではないかと思います。

家庭的保育者は地域に住んでいるということで、なじみのある顔なんです。そういうことも声をかけられやすいということの利点がありますし、先ほども言いましたように人数が少ないということでもとても柔軟性があるんですね。ですから、話しかけられても、対応しやすいのです。

保育補助者も、有資格者が多く、0歳から2歳についてはよく知っている人たちが保育をしているので、対応もすぐできます。例えば声をかけても、保育補助者は、お母さん大丈夫ですよと言いつつ、保育室のこどもたちをちゃんとみています。地域のお母さんに何か働きかけられたり、相談を受けても、その対応がしやすいです。

また、見学に来られる方ですがなかなか帰らない方がいます。時には、「先生、これから遊びに行きますか」と、「行きますよ」と言うと、「一緒に行っていいですか」と言われるんですね。そういうふうにお母さんたちも積極的に私たちに求めてくれるという環境が家庭的保育にはあるということです。

0歳児から2歳児、赤ちゃんもいます。目の前に自分のこどもと同じような年齢の子がいて、小さい規模なので離乳食を食べさせている様子も見られるし、2歳の子が遊んでいるその向こうには赤ちゃんが寝ている。それは3人とか兄弟を抱えているお母さん、年子のお母さんとか、こういうふうで育てているんだということでもすごく興味を持たれるんです。だから、兄弟で入室してくる子もいますし、そういうところが見たいお母さんもいますし、どうぞ見ていってくださいと、こちらでも柔軟に対応できるということもあるので、本当にこの制度は家庭的保育が生かせると思います。ただ、保育園などの施設も家庭的保育も含めて全部がそうなのですが、今、利用しているこどもたちに支障がないということが絶対大前提だと思います。

この制度を利用するこどもに力を入れてしまって、通常保育をしているこどもたちに我慢をさせてみたり、楽しみにしていたことをやめてしまったりとか、その支障が出ることは絶対に避けなければいけないなと思います。

先ほど駒崎構成員がおっしゃっていた要支援、高リスクを抱えたこどもも、全てのこどもたちに必要ですが、例えば重度障害児家庭というのは私の保育室では無理です。そういうところもあえてどんな方でも受け入れてしまうということではなくて、やはりある程度の基準も必要だし、研修も必要だし、八方塞がりにならないように、何でもかんでも抱え込んでしまって、人数的な配置基準の大変さだけでなく、保育というのはこどもたちの命を守る仕事ということがまずあるので、利用しているこどもが支障がないようにすることと、それから職員も含めて、保育士も含めて全員が大変な目に遭ってしまって、これで保育がうまく運営できなくなってしまうことは大前提でないと、この制度が全く意味をなさないものになってしまうと思います。

家庭的保育でも要支援の方はいらっしゃいます。

誰でも通園制度で入ってきたこどもであっても、要支援家庭じゃないかということに気づいたら、保健所なり自治体なり他の機関につなぐということは必要だと思います。

また、定員が満たされない間、その空き人数の範囲で保育をするという余裕活用型とどう兼ね合わせていくのか。その子たちも来るわ、誰でも通園制度のこどもも来るわというところで保育をどういうふうにしていくのかという不安もちょっとあります。

それから、問題が生じた場合はどうするか。それから、きょうだいケースで、きょうだいで受け入れてほしいという場合、家庭的保育などは小規模なので一気に人数が増えてしまいます。そういう場合もどうするのかという課題もあります。

あともう一つ、ちょっと見方を変えた場合、先ほど尾木構成員がおっしゃっていたのですが、やはり社会みんなでこどもたちを育てていくという意味で、家庭的保育には連携施設制度というのがあります。例えば今日もそうですが、私が保育できない場合はこどもたちは決められた連携保育園に行っています。そこで集団の経験もしているんですが、いろんな吸収をして帰ってきます。だから、こども誰でも通園制度はこのこととある意味似ているなと思っており、そういう経験をこどもたちにさせてあげられるというのはとてもいいことだと思います。

これから議論が重ねられていくと思いますが、5人定員でも改めて通園制度の枠を取っていいのか、その分を空けておかなければいけないのかなどいろいろな検討が必要です。とにかく誰かが我慢しなければいけないとか、支障が起きるとか、そういうことがないようなよい制度になるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、堀構成員お願いします。

○堀構成員 東京家政大学の堀と申します。

構成員の皆様の様々な御意見を伺ってしまして、この制度のより充実がここでできるというのを改めて感じているところでございます。

私は今、保育者養成校におりますけれども、それ以外にも幾つかの立場がございまして、

まずはその養成校の教員として各自治体ですね。今、関東圏なのですけれども、6区1市に関わらせていただいております。そうした自治体の皆様の状況ということも含めて関わらせていただいているということがあります。

2つ目は、本学には附置施設が、子育て支援施設、それからみどりヶ丘幼稚園、あとは保育所もありまして、その附置施設の副園長という立場も取っております、経営者側も少し垣間見させていただいているというところです。

3つ目は、ライフワークとしましてNPOの子育て支援を、私自身もそこから学ばせていただいているのですが、小さな小さなNPOなんですけれども、その子育て支援も支えさせていただいているというところから、専門が乳児保育というところも含めて今回参加させていただいております。

その点で、3つの観点から今、考えていることをお話しさせていただければと思っております。

今、様々な御意見が出ていまして、これから制度設計をつくっていただいて、合わせて構成員の皆様の様々な御意見がある中で課題がまだまだあると思うんですけれども、これから絞り込んでいくということにはなろうかと思いますが、概観として3つの観点ということで、まずこどもの側からということを考えましたときに、この制度の意義を考えたところ、保護者に焦点がいきがちではありますが、もちろんそれが第一義的な意味合いにはなってくると思いますが、保育の場はこどものためにつくられた特別な空間なんです。

こどもの成長発達を促すためにも、遊具も、それから玩具、あとは生活習慣を促す上でも大変魅力的な場所であるということが言えます。

あわせて、物的環境だけではなくて、第一子だけの御家庭が近年多いですね。いわゆるひとりっ子が多い中から、もちろん複数のお子さんの中で生活しているこどももいますけれども、そういう中で年齢の近いこどもたちとの関わりは、こどもにとっての成長発達という観点からも豊かな空間になるということを期待している点もございます。

ただ、やはり一方で乳児保育の観点からいきますと、対象となる低年齢児のおさんは生活面、生理的なケアも含め、また人への信頼感、それから自己肯定感の基盤づくりとなる愛着形成ですね。先ほど皆様のお話の中にもありましたけれども、人的環境というのが特に重要な時期だと言えます。

そういう意味でも、やはりこどもにとってまずは安心できる環境が必要だと考えています。その点を考慮した環境整備ですね。これは、保育者側の人員確保などのことが関連してくると思うんですけれども、そういう特定の大人が関わるという環境がいかにつくれるか、この辺りを工夫して考えていくことができたらと思っております。

先ほど尾木構成員からのお話で、一時保育事業の非常に重要な側面ということのを伺いまして非常に希望を持ったわけなんですけれども、やはり入り口の部分で難しさもはらむということで、こういった一時保育、それから一時預かりの難しさは、こどもにとっては見

慣れない環境、また人の中に置かれてしまうというところがあったと、そういう観点からも定期利用というのは非常に慣れた場所で、慣れた人の中でということが得られるのではないか、そのように考えています。

その改善点としましていろいろなことが考えられると思うのですが、例えば現在も新入園児の場合は慣らし保育というものをやっているのですが、本格利用の前に、あるいはこの制度そのものの中に一定期間を経ての本格利用、例えばこども、特に1、2歳の時期というのは遊びも豊かになってくるのですけれども、こどもは安心できる大人の下で周囲の環境に関心が芽生えていくんですね。探索遊びが始まったり、そうやって環境に適応していくということがあります。

そのように考えますと、可能であれば先ほど皆様のお話の中にもあった、まずは親子登園などで、ともに物的環境、空間的環境に慣れていくということを踏まえて、保護者とともに過ごす時間を設けて慣れた環境に移行していく、緩やかな移行が望ましいと考えているところです。

2つ目は、保護者の側ですね。本来は第一義的などころになるかと思うのですが、やはり専門家としてはまずこどものことを先にお話しさせていただきました。保護者支援という立場で考えましたところ、私も子育てをした経験の中で、こんなに近くに専門家のいる保育所があるのに、なぜ行けないんだという時期がありました。

そういう中で、そういう思いが強いということもあるんですけれども、今、子育て支援に関わっていく中ですばらしい制度設計が今つくられていると思うのですが、皆様がそのよさについてお話ししていただいたので少し省略させていただきますが、やはり分かりにくい制度設計だと一歩が出ないのではないかと感じております。

今、関わっている子育て支援施設の職員なども、こうした制度を積極利用する保護者というのは割と情報もたくさん持っているんだけど、要支援家庭も含めてこぼれ落ちてしまう家庭への発信ということや、その方々をどうすくい上げていくのか、それがやはり制度であることの強みだと思うんですね。

今までは、子育て支援施設に手を挙げて行かなければならなかった、アクションが必要だったということがあるのですけれども、それだけではなくて利用登録などを含めて、当たり前なんだ、利用していいんだという仕組みをつくるのはやはり制度であるからだと思うのですが、そうした分かりやすさというのは必要なのではないかと考えています。

もう一つはサービスですが、私は保育の専門家なので保育サービスという言葉はあまり使わないんです。ただ、分かりやすさがあると思うんですけれども、保護者側もサービスと捉えるのではなくて、カスタマイズできるサービスというよりは、ともに子育てしていくための制度である。せつかくそういう基盤がありますので、その仕組みづくりをどううまく発信していくかということが求められているのではないかと考えています。

最後に、保育者側というところで、非常に長くなってしまいますのでかいつまんで、たくさんの思いがあるんですけれども最小最低限度でと思うのですが、まずは従来の保育業

務に合わせて新たな保育形態が生まれることになる。単に形を変えるにとどまらず、やはり我々も含めて大きな意識改革、覚悟を持って受け入れることが大切だと考えています。

また、保育者養成カリキュラムの中でも子育て支援はありますけれども、やはり検討することが必要なのではないかと考えています。

また、何より保育者側のいろいろな方々の御意見を今、聞いていますけれども、統計を取っているわけではありませんが、何か二極化しているかなと思います。非常に受け入れていらっしゃる園長先生、保育者の方がいる一方で、また忙しくなってしまうと、その気持ちもすごくよく分かるんですね。

なぜそういうネガティブなところで保育者の御意見が出るかということ、保育業務はまずは感情労働と言われていまして、感情労働でもあり、また頭脳労働でもあり、肉体労働でもある。子どもと関わるといことは多種多様であることの疲弊感というもの勤務時間にくくれない、測れないものがあるのではないかと考えています。

そういう意味でも、社会として保育は専門職の特殊職で、誰でもできるという時代はもう本当に終わったということをお我々社会全体が捉えておく必要があるということをお考えています。

また、保育業務の負担軽減、それから様々な制度設計の中では同時進行で考えていかななくてはならない。実際に忙しいです。人がいません。本当に人員確保で日々、私も園長とともにその辺りは一生懸命努力しているところですが、なかなか難しいということもあります。そうしたことも今後一緒に当然考えていくことになると思いますけれども、具体的なところで考えていかななくてはならないと考えています。

最後に、この疲弊感を解消するためにも保育業務の多職種連携、先ほどお話の中にもありました保育カウンセラー、幼稚園ではもう既に始まっていますけれども、子ども園の中でも保育カウンセラーの活用であったりとか、様々な保護者対応への窓口とか、そうした専門家を入れていくこと、そうした制度設計も併せて考えていく必要があると今考えております。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインの奥山構成員、それから対面で竹原構成員、万井構成員、それから再度オンラインの駒崎構成員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、オンラインの奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

私のほうも意見書を出させていただいております。

地域子育て支援拠点事業の運営を23年やらせていただいております。横浜での活動とプラスしまして全国の事業者の支援などもさせていただいております、地域子育て支援拠点は今、全国に8,000か所ということで、中学校区にかなり近い数になっております。

先ほど栃木市長の大川様のほうからも御案内があったとおり、地域子育て支援拠点にお

いても一時預かりとさせていただいているというケースがございます。もともと拠点事業そのものが就園前の子育て家庭の利用ということで、子育ての不安ですとか孤立を防ぐというような役割を果たしてきました。

それで、一時預かり等を実施することで、さらに「必要な時には子育てを応援してくれる」「緊急時に対応してくれる」「見知ったスタッフにこどもを預けられて安心」、こどもが場所見知りをしないでうまくスムーズに一時預かりにつながったなどの評価が得られております。

私の活動している横浜も含めて一時預かりのニーズは高く、私どもも行っておりますが、翌月の予約がやはり3分で埋まってしまうというような状況です。そういう意味では、多様な一時預かりなり、今回の給付事業の類型を増やしていくということも非常に大事ではないかと思っております。

意見書の中では「未就園という表現について」、それから「事業実施者の指定について」、書かせていただいておりますが、やはりしっかりと実績のある事業者であっても拠点事業ではさせてもらえていないという市町村はあります。自分たちが自主事業でやっていて、金額も2時間で3,200円と高いのですが、それでも令和4年度の実績は350件もあるというような、全て保育士または看護師の有資格でやっているというような一時預かりをしている事業者もあります。

また、地域子育て支援拠点の一時預かりですけれども、今、全国でいわゆる一時預かり事業として実施されているのは581か所ということです。それで、それにまた類似した形で実施している拠点の加算事業で実施しているものもあります。

例えば、横浜市の親と子のつどいの広場における一時預かりは類似事業で、というのは1日3組までとか、1回4時間以内、それが月に8回以内というふう限定利用にしております。さらに生後6か月からということで、それまでの間、拠点や子育て広場に慣れてからの預かりということで、非常にお子さんにも負担がない預かりの形式になっております。

拠点での一時預かりの特長としましては、もともと就園前のこどもと子育て家庭を対象としているため、職員はこどもの発達であるとか、子育て家庭のニーズに対する基本的な考え方ですとか、スキルを身につけているということで、対象児童や家庭との関係性が既にできているということが大きいと思います。したがって、一時預かり前後のサポートもしっかりできるということが特長だと思います。

実は、専用の施設を持って定員を決めてやっているケースというのも非常に多いんですね。これは全国調査がないので私も数として把握はできていないのですが、専用ルームで定員を決めてやっているというところもあるので、今日の資料の13ページのところで言えば専用の部屋もあるということで認識いただければと思います。

もちろん、親子の交流の場で預かるケースもあります。通常、通い慣れた場での一時預かりのため負担が少ないということや、ほかのお子さんが預かっている様子なども見て、

自分のこどもも預けられるかもしれないということで、預かりのハードルが下がるということがあります。

尾木先生もおっしゃったとおり、一定程度やはりこどもを預けることについての抵抗感を持っている保護者さんというのがいらっしゃるんですね。24時間待ったなしの子育ての中で、非常に苦しい。

でも、ほかのお子さんの様子を見て、私も預けられるかもしれないと、そういうようなことが結構あります。

それから、周りの保護者が預かってくださる子に関わるということもありますし、後から預けた保護者が、今日はこどもがよく遊んでいたよとか、預かったときの様子を保育者だけではなくて周りの人からも語られるということがあって、まさにみんなで子育てという環境になっているかなと思っています。

また、リフレッシュでの申込みがしやすいというのも特長だと思います。私どものところでも半数以上がリフレッシュということで、商店街でやっている中で近く美容院に行くですとか、上の子の幼稚園の行事に参加するですとか、自分の勉強のためとか、いろいろな理由で預けていらっしゃるんですが、リフレッシュと正々堂々と言えるというのがまた一つの特長ではないかなと思います。

私どもは、こどもを預かることによって家庭の状況というものをしっかり把握することができるようになりますし、それからこどもの理解者として、より伴走者としてその家庭と関わるということが出来ますし、また保育者と拠点のスタッフですね。こちらの連携により、深く家庭を理解した上での支援が可能となっていると思っています。日常の居場所での親のエンパワーメントを含め、継続した支援を展開していけるというような特長があると思っています。

また、食事は食べ慣れた離乳食、もしくはおにぎり等の持参をお願いしています。もちろん、アレルギー等に関する確認事項など、面談等で丁寧に行っております。

あとは、4番目のところですが、多様な選択肢の中がどの程度広がるのかというのはまだまだ見えない部分があると思いますけれども、2歳児さんの森のようなちえん的な活動というのは地域にたくさんあって、今は就労家庭の方しか補助がないので、結構歴史長くやっておられる団体さんもいらっしゃるって、非常にこどもたちの育ちにとってもいい活動だと思うのですが、こういったところも今後視野に入ってくるのかどうか、非常に注目しているところです。

皆さんとともにいい制度にしていけたらと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

これから、先ほど申し上げた3人と、まだ御発言いただいていないのが4名なので、お一人3分くらいで発言していただくと助かります。せっくなので全員に御発言いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、竹原構成員お待たせしました。

○竹原構成員 ありがとうございます。

皆様、こんにちは。国立成育医療研究センターの竹原と申します。成育医療、母子保健、こども政策といったものの評価とか、そういった在り方の検討などを専門にしております。

この事業は、こども家庭庁のEBPMの在り方に関して非常に注目されている制度になっておりまして、今年度そのモデル事業が実施されている、その評価などに携わらせていただいております。そういった意味からも、2点コメントをさせていただければと思います。

まず1つですが、これから制度が始まるというこのタイミングで拙速かもしれませんが、非常に重要な事業だと思うので、数年後にこの事業の見直しや改定をするためのデータを今だからこそ取り始めなければいけないのかなと思います。

いろいろなメリット、いろいろな期待をされる成果があるというのは各構成員の先生方がおっしゃってくださっていたのですが、やはり数年後、その中のこういったところに特に効果があって、こういったところをもっと伸ばしていくかという建設的な議論をするためのデータというのは今から取りためていかないといけないかなと思いますので、支援につながるのか、孤立の改善になるのか、あとは適正な時間数というのはどのくらいなのかとか、そういった様々なことを少しずつデータを取りためていく、そういう仕組みも考えていく必要があるのではないかなというのが、まず1つ目のポイントになります。

2点目ですけれども、若干オーバーラップするところではあるのですが、既にいろいろな先生方からやはりポジティブな捉え方をすべきだという御意見をいただいて、私もそれに全く賛成をしております。

もう少し踏み込んで言うのであれば、実際にこの制度、事業を利用される保護者の方々、養育者の方々にその情報、ポジティブな情報イメージというものがきちんと届くような情報発信戦略というか、イメージ戦略みたいなものも考えてやっていく必要があると思います。

こういう検討会の中では、もちろん健康リスクとか、そういったものを予防していくとか、そういう議論ももちろん重要だと思うのですが、やはりこの制度を使うと孤立しなくなりますよとか、産後鬱の予防になりますよとか、そういう情報が表にたくさん出てしまっていると、私は孤立しているのかしら、私は産後鬱じゃないから使ってはいけないんじゃないかしらと、やはりハードルが上がると思うんですね。

ですから、実際の議論の一部しか伝えないことになるのかもしれないですが、積極的にこの制度を使うとあなたは幸せになりますよ、美容院にはきれいになりたくて、かっこよくなりたくて行くじゃないですか。そういうような形で、こういう保育制度を使って幸せになりたい、みんなで育ててもらっているというような環境に自分の身を置きたいと思えるような情報発信戦略ということを考えていく必要があるのかなと思います。

そういったポジティブな動機で使う方が増えれば増えるほど、この事業を使う方々によって、より社会で子育てできているなど実感できる方が増えていく相乗効果が生まれてく

と思いますので、そういった意味でもポジティブな面がこんなにありますよというデータも取りためて意図的に発信をしていくようなことも必要なのではないかと思います。

ですので、データを取って数年後に評価をする基盤をつくっていくということと、利用者の方に届けるためにポジティブな情報を意図的に集めていくということを2点提案させていただきます。

以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、万井構成員をお願いします。

○万井構成員 高槻市の万井でございます。

高槻でもモデル事業を今年度やらせていただいて、実は私立幼稚園由来の認定こども園が1号認定の枠でいうと定員が余っているのですが、その部分を活用しながら事業をやっているだけないかということで取り組んでおります。

実は多くの高槻市の私立幼稚園というのは、そもそも3歳以下、未就園のこどもたちをいかに囲い込むかということでそういう取組をやられていて、実は今、実際やってもらっている認定こども園さんも、その取組と、このモデル事業の取組を並行してやられているというような感じの中でしっかりやっていただきまして、保護者が一体この制度に何を望んでいるのかとか、保護者同士の横のつながりというよりも保育者とのつながりを求めているであるとか、いろいろなデータをアンケートを取りながらやられているということをまずは御紹介させていただきたいと思いました。

それと、そういう観点で言うと、今の子ども・子育て支援新制度の中のいわゆる3歳を基準として保育の必要性があるか、ないかの1号認定、2号認定、3歳以下の3号認定、イメージ的には4号認定になるのではないかと。いわゆる3歳以下の保育の必要性のない人というのがターゲットになっているのか。

そうすると、例えば要支援の方についても0歳から2歳というふうに限定されると、特に発達の遅れとか、よく目立ち出すのが3歳からで、この制度で2歳くらいで預かっていてこれを支援していこうと思うと、同じような年齢の壁が出てくるのではないかとということが非常に懸念されるかなと今、思っているところです。

それで、実は我々高槻市の中でも、今回この事業のこういう場に出席できるということで、このネーミングなんですけれども、「こども誰でも通園制度（仮称）」になっているのですが、対象が0歳から2歳と、さっきの4号認定だと今の制度の中で市民に周知されているので、「こども誰でも」と言われると、0歳から2歳だけだと限定して市民がイメージできるかどうか。3歳で発達の遅れがあった子がこの制度を使えるのかなとか、そういうことはどうなのか。それから、月10時間で通園制度というのは、通園と言えるのかなというのが非常にあります。

だから来年度、もしモデル事業をまた高槻でもやらせてもらおうとするならば、こども誰でも通園制度の中で、0歳から2歳の未就園児の定期的な預かり事業みたいな注釈をつ

けないと厳しいかなと思っているので、今後この議論の中で我々はいろいろ取り組んでいくことで意見交換していきたいと思っておりますので、取りあえずはまず我々の今、思っていることについて述べさせてもらいました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

預かりと、こども誰でも通園は違うわけでございますが。

それでは、駒崎構成員お願いいたします。

○駒崎構成員 ありがとうございます。

先ほど水嶋構成員のほうから、重度の障害児は扱えないですとおっしゃられたのが印象的でした。そうですね。保育ママさんとかだと、なかなかそれは難しいかもしれませんね。

ただ、ついこの間もこういうが事件ありました。御覧ください。重度の障害があった当時8歳の首をタオルで絞めて殺害。36歳、母親、初公判で起訴内容を認めるという岡山で起きた事件でした。

彼女はこう言っていて、重度の障害がある息子を受け入れられない夫に家を追い出され、関係を修復できないことに絶望し、息子を一人残せないと心中を図ったが、自分は死に切れなかった。

こういった障害児の母親たちが本当に何人、何十人、何百人、日本ではきつといるんだと思います。だからこそ、こうしたこどもたち、あるいは母親たちへの希望の光になるような制度にしていってほしいと思っております。

先ほどから、障害児を置いてきぼりにしないでほしいと私は申し上げました。保育ママや、様々な小さいところだと、重度の障害児を受け入れられない場合もあるでしょう。それは全て強制的に受け入れてくださいということではないんです。

でも、受け入れられるところはどんどん受け入れられるようにエンカレッジして、後押ししていただきたい。特に、居宅訪問型保育はまさに重度のこどもたちを受け入れるためにつくられた制度なんです。

そうなんだけれども、今回、こども誰でも通園制度から排除されているんです。それでは駄目ですよ。やはり重度の障害のある御家庭でも首を絞めて殺さなくても済むように、地域社会で受けられるように、やはりこの制度に包摂してほしいと思うんです。

ぜひそこを繰り返しになりますけれども、重ねて申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、小野構成員お願いいたします。

○小野構成員 ありがとうございます。

私、福岡市で保育機能強化推進担当の小野と申します。私、実は7月に新たに新設されたポストに着任しまして、まだ着任して3か月というところです。

福岡市役所は保育所の多機能化とかに積極的に取り組もうということで、不定期の人事異動だったんですけども、そこにポストを新設して取り組もうとしたところでございます。

福岡市の人口は今164万人ほどいまして、現在ありがたいことに過去5年間でも7万人増えているというところで、人口が増加している状況です。

ただ、就学前児童数については、平成28年をピークに減少に転じているという状況でございます。福岡市の就学前児童数なのですけれども、0-2歳の約47%の1万8000人が未就学児、保育園とか幼稚園などに通園していない児童というふうに推計しているところでございます。

福岡市は、今回モデル事業に参加させていただきました。資料2の3ページにも簡単に記載があるのですけれども、福岡市がこのモデル事業に参加したのは、未就園児家庭の支援に積極的に取り組む必要があると考えて手を挙げたところでございます。今年度、市内の認可保育園3園で8月からモデル事業を実施しているところでございます。

利用の申込みなのですが、申込みは殺到しまして、受入れ予定人数に対して約3倍の延べ390人の申込みがありまして、今でも約7割がキャンセル待ちということでございます。特に0、1歳児の申込みが非常に多いという状況になっています。0歳児が全体の46%、1歳児が約44%となっているところでございます。

そのような中で、利用者を決定するに当たって、福岡市は先着順ではなくて優先利用というような概念を使いまして申込みを当てはめたというところなんです。具体的には、要支援家庭であったり、ひとり親家庭、障害児、生活保護家庭、あとは保護者等の障害と多胎児等を優先利用ということで、先にその枠に入れた。それで、残りは抽選という形で利用者を決定したところでございます。

利用者から、出産後に子どもと一緒に過ごすのが当たり前だった。ただ、子どもと離れる時間が取れてリフレッシュできたとか、大変喜ばれているのではないかと考えているところでございます。

一方、その課題も今、事業実施の園などから断片的にいろいろ聞いているところなのですけれども、今後、福岡市はモデル事業の検討会を行いますので、その中でいろいろな課題等を洗い出して事業の検証を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして山内構成員、お願いいたします。

○山内構成員 ありがとうございます。私、千葉県松戸市から来ました保育課長の山内と申します。

松戸市は50万人弱の人口でして、隣は大都市東京ということで非常にアクセスがよくて、松戸市は東京都の隣ということで、先ほどからちょっとお話が出ている保育士確保については非常に苦労しているところでございます。

私ども松戸市も、今年度7月からモデル事業に手を挙げまして、今日はモデル事業実施の背景と、それから実施した成果、そして課題ということでお話しさせていただければと思っています。

そもそも未就園児の家庭への対応としては、既存の一時預かり事業でありますとか、あとはマイ保育園といった事業をやっておりました。それで、令和2年度は皆さん御案内のコロナがあって事業縮小、また中止をせざるを得ないというような状況がございました。

その中で、当然利用者数は減るわけですが、やはり一番心配されたことというのが、例えば保育所と御家庭とのつながり、またはお子さん同士のつながり、こういったことが断ち切れてしまうのではないかという課題が我々としても大きく、その間モニタリングとか、もちろん保育所は閉めてはいないのですけれども、オンライン保育とか、そういうことにも取り組んできたということがあります。

そういった中で、事業の継続をどうしていくのかというのが一つの課題になっておまして、令和4年度に0-2歳の未就園児の6,000人を対象にアンケート調査を取りました。その中で、御家庭の7割が育児に負担を感じているというような話がございます、やはり潜在的な需要というのはまだまだあるのではないかというようなことがそのときにははっきり分かりました。

松戸市は、令和5年からこのモデル事業に先行してマイサポートスペース事業という事業をやっています。これは未就園児の御家庭に子育て支援拠点、松戸市内に28施設あるのですが、そこに所属をつくるというような事業を先行してやっておりました。つながりを持つことでいつでも、御家庭の所属はここですよということで安心して育児相談とか、一時預かりとか、そういったことをやっていただきたいということでやりました。そんなときにこの国のモデル事業が飛び込んできて、これはチャンスだということで私たちも手を挙げた。そのときに、私たちは必要な方に対して本当に支援が行き届いているのだろうか、そういったことが一番大きな課題かと考えていました。

実際に松戸市自体、今まだ保育所の入所率は現時点で98%あります。定員が空いているというような状態ではないのですが、松戸市の場合、平成28年度から待機児童対策で取り組んできた公立保育所の園庭にプレハブを建てるといったような事業がありまして、0-2歳児を対象としたプレハブを建てておりました。それと同時に、市内118か所の小規模保育施設を今まで整備をしてきておまして、実際にそれを整備したことによって、公立保育所のプレハブというものに空きが生じていたということで、非常にタイミングよく0-2歳児の保育環境がある、そういったところが活用できるということで、このモデル事業に空き定員等の「等」の部分を使って実際には活用しています。

それで、今回、松戸市の場合はホームページで大きくPRをするわけではなく、本当に育児負担を感じている方、または本当に必要な方に届けるということで、保健師さんとか、それからの支援拠点からつないでもらうということをメインに、7月からこの事業を展開してきています。

そのような中で、現状3施設で24名、0歳が2名、1、2歳が3名ずつということで、8名掛ける3施設で24名の定員でやらせていただいて、今、登録者が26名あります。0歳と1歳がやはり70%ぐらいを占めております。それで、その26名のうち支援機関からつないでもらったのが20名で、6名の方はホームページ等で来られた方です。7月には実際の利用者数は11名だったのですが、8月には75人と増えまして、口コミもありましてどんどん使っていただいている。

実際にどういう形でということと言うと、育児の方法が分からないとか、やはり子育てが苦手、そして多子世帯、ちょっとDVが背景にあるというような方が多くて、実際に私たちも預かってみて、御家庭や子どもさんたちがどう変わったかを見たところ、御家庭の方は新鮮な気持ちで子どもに関われるとか、先ほどから話があるように、自分の時間がつくれるようになったとか、そのようなことを言っています。

お子さんも、最初来たときはやはり慣れないのですが、日に日に笑顔や、本当に変わってきて、別室でやっているのですけれども、保育所との交流を通じて少し関わりなども出てきて、すごくいい効果があります。

また、保育士についても、通常は保育要件のある就労家庭の方とお話になるのですが、今、家庭保育をしている家庭の方とお話をしたり、またお子さんとそういった関わりを持つことで保育士自身も新たな気づきが非常に多いと言っています。すごくプラスになるものかなと思っています。

最後に今後の課題なのですが、先ほど言ったように保育士の配置というのは非常に課題になっておりまして、現状、松戸市の場合は0歳児、3対1、5対1、15対1、20対1ということで、少し国の基準よりも高めた配置をしています。

そして、職務改善なんですけれども、実は27年、28年に東京都が4万4000円の処遇改善をされて、やはりアクセスがいいので松戸からも東京に保育士が流れるといった傾向がございました。その中で、松戸市独自の松戸手当ということをして歯止めがかかったということで、現在は保育士がいないがために定員まで受入れができないという施設はございませんが、やはり今後こういった保育所の役割もどんどん変わってきていると思います。

また、先ほど駒崎構成員もおっしゃっていましたが、障害児だとか重心障害児といったお子さんを持って離職防止というのがあると、やはりそれは何とかしてあげたいという気持ちがあります。

また、養育化支援のショートステイの器が本当にありません。そういったことも、制度の中でこういった形で盛り込むことができると思っています。

最後に、私は、保育所は子どもを預かるのではなく育てるところだと常に思っています。やはり地域社会全体で子どもを育てるために、御家庭のニーズに応じて多様な選択肢が用意されている。それをつくってあげることが私たちの使命ではないかと思っています。

今回この検討会に参加させていただいて、そういったことに少し御尽力ができれば私も

非常にありがたいと思っていますし、これから検討させていただければと思います。

以上です。

○秋田座長 御発言、どうもありがとうございました。

本日御欠席ですが、七尾の原田構成員から資料が提出されていますので、御関心があれば見ていただけたらと思います。

それでは、確認事項等もありましたので、事務局のほうからお願いをいたします。

○本後課長 ありがとうございます。

志賀口構成員からいただきました点は、2点ございました。

この制度は未就園児に対する支援ということを目的とする制度であるのかという点でございますけれども、これもまさにそのとおりでございます。今あるこどものための教育保育給付、いわゆる保育所等の関係の事業とは別に、新たに未就園児のための支援ということをつくろうとしているものでございます。

それからもう一つ、今日お出しした資料で、様々な点で不具合がなければこれが制度設計になっていくのかという点でございます。もちろん、今日新たにいただいた御指摘は様々ございます。そういったことも含めて整理をしていきたいと思っております。

ただ、骨格的なところはやはり制度の本格実施を見据えた形での試行的事業ということになりますので、もちろん試行的事業をやっていく段階でさらに論点を詰めるべき点は出てくるかもしれませんが、試行的事業をスタートする時点である程度、制度の本格実施になったことを見据えながらつくっていかなければいけないと思っております。

その点に関連いたしまして、10時間は少な過ぎるという御指摘は様々ないただきました。利用するお立場からすると、やはり長く、あるいは受け止める事業者の皆さんからしても、できるだけ長くという御要望、御希望があることは重々理解しております。

一方で、先ほども御説明申し上げましたけれども、試行的事業は本格実施を見据えた形で実施するというのを考えていかなければいけません。本格実施は、全国的に未就園児の方が一定の権利性を持って使えるということを考えてときに、やはり全国で提供体制をつくっていくということが非常に重要になってまいります。それがまさに制度をスタートするということだと思っておりますので、そういったことを考えますとやはり都市部、自治体の中でも、同じ都道府県さんの中でも人口が集まっているところ、そうでないところ、集まっているところでどうするのか、提供体制をどう確保していくのかというのは非常に難しい問題がございます。そういったことを考えながら、利用可能枠について月10時間を上限という形で設定をさせていただいております。

もう少し長くといった点がございました。これは、一時預かり事業は引き続き残していく。両者がどういう関係性になるのかということも含めて整理をしながら、柔軟な形でニーズに対応できるように、実施できる形にしていくことが重要だと思っておりますので、そこは改めてまた整理をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、様々な貴重な御意見を今日いただきましたので、次回に向けてま

た資料を整理していきたいと思っております。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

本日は初回でございますので、とにかく構成員の御意見をたくさんいただくことを考えて発言時間を多く取らせていただきました。皆様には本当に重要な制度設計の観点から御意見をいただき、有意義な時間になったと思います。ちょうど時間になりましたので、本日の検討会はこれにて閉会といたしたいと思っております。

次回の開催の日程につきまして、事務局よりお願いいたします。

○司会 次回の日程につきましては、確定次第追ってお知らせをいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 御出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。オンラインの皆様もありがとうございました。どうもありがとうございます。